

消 防 特 第 177 号
平成 26 年 8 月 29 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」
の実施について

石油コンビナート等における特定事業所の事故防止については、日頃からご尽力いただき感謝申し上げます。

近年、特定事業所における事故件数は高い水準で推移しており、死傷者を伴う爆発火災事故等も発生しています。このような中、消防車等の防災資機材を備えた特定事業所の自衛防災組織の役割は、自主保安の要として益々重要となってきました。

今般、これらの自衛防災組織の技能及び士気の向上をもって石油コンビナート等の防災体制の充実強化を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

なお、募集については、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の募集について（平成 26 年 8 月 29 日付け消防特第 178 号）により別途通知しています。

貴職におかれましては、貴道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合も含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 実施時期及び場所

平成 26 年 11 月 5 日の津波防災の日を中心に、前後 1 週間程度の時期に実施する。

2 出場隊

当該コンテストの趣旨に賛同し、管轄消防本部が推薦する特定事業所の自衛防災組織又は共同防災組織とする。

3 種目

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を使用した競技とする。

4 審査及び表彰

審査は審査要領に基づき実施し、優良な自衛防災組織又は共同防災組織を総務大臣が表彰する。

なお、審査は消防庁職員が中心となって実施するが、当該コンテストの出場隊を管轄する消防本部に対し、他消防本部管轄の出場隊に関する審査業務を審査員として委嘱する予定である。審査のための出張旅費は消防庁の負担とする。

5 その他

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストの実施に関する詳細は別添のとおり。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 宮崎、瀧下

電話 03-5253-7528 (直通)、Fax 03-5253-7538

石油コンビナート等における自衛防災組織の 技能コンテストの実施に関する資料

- 1 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト実施要綱 P1~2
 - 2 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技要領 P3~8
 - 3 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領 P9~12
 - 4 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査・表彰委員会設置要綱 P13
- 別紙1 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技フロー図 P14~16
- 別紙2 図1 集合・待機・指揮・開始報告位置その1 P17
- 図2 集合・待機・指揮・開始報告位置その2 P18
- 図3 審査者配置図 P19
- 図4 審査者審査図 P20
- 図5 災害（火災）想定・車両部署位置図 P21
- 図6 隊員等活動要領図 P22
- 図7 終了待機・指揮位置その1 P23
- 図8 終了待機・指揮位置その2 P24
- 別紙3 審査票 P25

石油コンビナート等における自衛防災組織の
技能コンテスト実施要綱

1 目的

石油コンビナート等において、自衛防災組織の技能コンテストを実施することにより、その技能及び士気の向上をもって石油コンビナート等の防災体制の充実強化を図ることを目的とする。

2 出場隊等

当該コンテストの趣旨に賛同した自衛防災組織又は共同防災組織で、管轄消防本部が推薦するものとする。

なお、防災要員並びに使用する車両及び機械器具は当該組織に所属するものとする。

3 実施時期

1 1月5日の津波防災の日を中心に、前後1週間程度の時期に実施するものとする。

4 実施場所

当該コンテストに出場する自衛防災組織を設置している特定事業所又は出場する共同防災組織を構成している特定事業所において実施する。

5 コンテストの種目

- (1) 大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を使用した競技とする。
- (2) 別に定める競技要領に基づき実施する。

6 コンテストの審査

- (1) 審査は、消防庁職員が次に定める者の協力を得て実施するものとする。
 - ア 全国消防長会又は全国の消防本部の職員で消防庁からの委嘱を受けた者
 - イ 危険物保安技術協会の職員で消防庁からの委嘱を受けた者
- (2) 別に定める審査要領に基づき審査する。

7 表彰

(1) 6に定める審査を踏まえ、審査・表彰委員会において技能が優秀であると認められる自衛防災組織又は共同防災組織を決定し、上位5位までを表彰するものとする。

なお、表彰の内容は、賞状及びたての授与とする。

(2) 当該コンテストに参加した自衛防災組織又は共同防災組織に対しては、積極的に自衛防災組織の技能の向上に努めたものとして、奨励賞を授与するものとする。

8 災害補償

当該コンテストは、その趣旨に賛同した特定事業者が、石油コンビナート等災害防止法第3条に規定する特定事業者の責務である業務上の訓練の一環として参加するものとし、防災要員に人的災害が発生した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法によるものとする。

9 競技の延期

雨天の場合又は競技が安全に実施できないと判断される場合において、競技を予備日に延期できるものとする。

なお、予備日に実施できない場合においては、当該競技を中止とする。

10 記録

審査・表彰委員会に報告するため、当該コンテストの状況についてビデオ撮影を行うものとする。

11 庶務

この要綱に関する事務は、消防庁特殊災害室において処理するものとする。

12 その他

この要綱に定めるものの他、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

13 この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

石油コンビナート等における自衛防災組織の
技能コンテスト競技要領

1 基本的事項

(1) 使用車両

使用車両は、自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）に配備する大型化学高所放水車及び泡原液搬送車（以下「大型化学高所放水車中隊」という。）とする。

(2) 競技実施隊員

競技実施隊員（以下「隊員」という。）の構成は、下記のとおりとする。

ア 大型化学高所放水車小隊・・・中隊長（指揮者）1名、小隊長1名、機関員1名、
隊員2名^{*1}

イ 泡原液搬送車小隊・・・小隊長1名、機関員1名

*1 石油コンビナート等災害防止法施行令第7条第6項に該当し、省力化している旨の現況届出書（石油コンビナート等災害防止法第16条第5項）を提出している場合は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第17条の3第2項に規定する人数とすることができる。

(3) 隊員の服装

ア 自衛消防組織等が定める災害時における服装とする。

イ 次に定めるゼッケンを付けること。

- a 中隊長「中」、小隊長「小」、機関員「機」、隊員「1」、「2」
- b 大きさ（基準）は、縦 24センチメートル・横 25センチメートル
- c 地は白色、黄色及び橙色のいずれかの一色とする。
- d 文字及び数字（アラビア数字）は黒色とする。

e ゼッケンには、文字以外のものは一切表示しないこと。

f 取付け方法は、問わない。

(4) 実施場所

実施場所は、当該コンテストに出場する自衛防災組織を設置している特定事業所又は出場する共同防災組織を構成している特定事業所内とする。

(5) 水利

水利は、特定事業所内に設置されている石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第1章第3節に規定する消火栓、貯水槽及び河川等とする。

(6) 使用ホース

使用ホースは、使用圧力 1.3MPa (13 kg f/cm²) 以上、内径 65 ミリメートル又は 75 ミリメートルの消防用ホースとする。

(7) 想定火点の位置

想定火点の位置は、事前に中隊長と審査長で協議し、各事業所の施設の配置等を考慮し設定すること(大型化学高所放水車より、概ね 15m 以上距離を置くこととする。)

2 競技実施の流れ

(1) 競技準備

ア 想定火点の設定 (1 (7)のとおり。)

イ 各定位置及び待機線等の設定

ウ 車両の部署、車輪止めの設定及び車両の窓の開放

(大型化学高所放水車と泡原液搬送車の間隔は、10m とする。)

エ 競技実施前には、任務分担及び乗車区分に基づき車両・機械器具の点検を行うこととする。

オ 集合・点呼

(2) 競技開始報告

自衛防災組織等の中隊長は、審査長の「開始報告」の号令の後、「〇〇自衛防災組織（〇〇共同防災組織）、ただ今から、大型化学高所放水車中隊運用訓練を開始します。」と報告する。

なお、当該開始報告から競技終了報告後の解散までを行動審査の範囲とする（詳細は石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領参照）。

(3) 競技開始及び終了

ア 競技開始

(ア) 隊員は、競技準備完了後、各車両の前方に整列し待機する。審査長の「乗車」の号令により、中隊長が「乗車」の呼唱をし、各隊員は、各車両の前方から、移動し車両に乗車する。中隊長は、全隊員が乗車したことを確認し乗車する。

(イ) 審査長の審判旗を挙上、「操作はじめ」の合図により、競技を開始する。

なお、当該「操作はじめ」の号令から有効放水量の確認までを計時審査の範囲とする（詳細は石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領参照）。

イ 競技終了

(ア) 審査長の「操作やめ」の号令後、自衛防災組織等の中隊長は、待機位置に戻り「おさめ」と合図する。

(イ) 収納は省略する。

(4) 競技終了報告

自衛防災組織等の中隊長は、各隊員の点検報告を受け、中隊長指揮位置から待機位置へ移動する。審査長からの「終了報告」の号令後、報告位置へ移動し「〇〇自衛防災組織（〇〇共同防災組織）、大型化学高所放水車中隊運用訓練を終了しました。」と報告する。

3 競技実施上の留意事項

(1) 全般的事項

- ア 競技は、安全の確保を優先するとともに確実に行うこと。
- イ 競技においては、必要以上のかけ足移動は、求めないものとする。
- ウ 中隊長及び各車両の機関員は、専任とし、他の活動任務を兼任することはできないこととする。
- エ 各隊員は、使用車両・機械器具に精通するとともに、これらの愛護に心掛けることとする。また、各操作及び任務分担は事業所ごとの運用要領に準じる。
- オ すべての操作等には、呼唱の「よし」及び「指差呼称」を実施するものとする。

(2) 中隊長について

- ア 中隊長の指揮位置は、常に指揮に便利で、かつ、各隊員を掌握出来る位置であること。
- イ 隊員の動作及び操作を十分に監視し、必要により指示命令を与えること。また、中隊全ての安全管理を行うとともに、活動内容を掌握すること。
- ウ 号令は、明りょうで、指示・命令は、簡明適切であること。

(3) 小隊長について

- 各小隊長は、自隊の安全管理を実施すること。

(4) 機関員について

- ア 大型化学高所放水車の機関員は、安全操作を心がけ、急激な塔操作、バルブ操作及びポンプ操作は行わないものとする。
- イ 泡原液搬送車の機関員は、安全操作を心がけ、急激なポンプ操作及びバルブ操作は行わないものとする。

(5) 各操作要領

- ア 水利部署要領

水利部署は、消防車用屋外給水施設の消火栓 1 基から双口で取水することとし、接続は消防用ホース又は消防用吸管どちらでもよいものとする。また、貯水槽又は河川等から取水する場合は、消防用吸管とする。

イ ホースの格納要領

ホースの格納位置（ボックス内又はホースカー）及び格納状態（2重巻き又は島田折）については問わないものとする。

ウ ホースの搬送及び展張要領

ホースの搬送及び展張については、両手又は片手でも可とする。ただし、安全操作及び機械器具の愛護に心掛け、カップリング金具の著しい振り回し、落下、投げ捨て、蹴飛ばし等の危険行為をしないようにすること。

ホース展張については、手びろめ、島田折展張及びホースカー等を用いた展張など、搬送及び展張方法は事業所の運用要領に準じたものとする。

なお、各隊員の競技中におけるホースの搬送及び展張については、消火活動や安全管理上の問題のないように実施すること。

エ ホースの結合要領

ホースの結合は、オス金具とメス金具を結合した後に、確実に結合しているかを確認することとする。

オ 車両への乗車及び降車前後の操作要領

機関員は、降車後に自車の車輪止めが設置されていることを確認することとする。

また、隊員は安全な乗車及び降車を実施することとする。

カ 車両の操作要領

車両の操作要領は、各事業所の配備車両の取扱要領のとおりとする。

また、アウトリガーの張出しとジャッキアップは個別に操作する。ただし、個別設定の出来ない車両については、この限りではない。

アウトリガージャッキの張出し操作は、機関員他1名の計2名で安全管理を実施し、確実に張出し、またスプリングロック等の安全確認を実施するものとする。

アウトリガーの張出し及びジャッキアップ中にホースの結合はしないものとする。

キ 放水要領

(7) 大型化学高所放水車正面中央を0°とし、放水塔基部を中心に放水塔を概ね45°旋回させ放水するものとし、放水ノズル（塔）の高さは、全伸張とする。

(イ) 放水開始は、中隊長の「放水開始」の号令により、機関員は放水ノズルを下に向けたままの状態「放水開始」と呼唱し放水を開始する。

(ウ) 放水活動に伴い、エンジン回転数が上昇・下降などの場合は、適宜各機器を調整する。

(エ) 計測員が、放水量2,000ℓ/minを確認し、「放水量よし」と呼唱したならば、機関員は、想定火点に向けて放水する。

(オ) 審査長の「放水やめ」の号令により、中隊長は「放水やめ」と号令する。また、隊員及び機関員は、「よし」と呼唱し、機関員は、放水を止める。

(5) その他

ア 審査者が、機器異常など危険と判断した場合は、直ちに競技を中止するものとする。

イ その他詳細事項は、別に定めるものとする。

石油コンビナート等における自衛防災組織の

技能コンテスト審査要領

1 審査者について

- (1) 審査者の構成は、審査長1名、計測員1名及び審査員2名の計4名とする。
- (2) 審査長は、消防庁職員とする。
- (3) 計測員及び審査員
 - ア 消防庁職員
 - イ 全国消防長会又は全国の消防本部の職員で消防庁からの委嘱を受けた者
 - ウ 危険物保安技術協会の職員で消防庁からの委嘱を受けた者

2 審査者所掌事務について

- (1) 審査長は、競技全体の進行を行うとともに、計測員及び審査員を指揮して審査事務全般を掌握する。また、審査長自らも審査要領に基づき公平な審査を行う。
- (2) 計測員は、審査長の指揮に従い競技における計時審査の計測を行うとともに、審査要領に基づき公正な審査を行う。
- (3) 審査員は、審査長の指揮に従い審査要領に基づき公正な審査を行う。

3 審査の範囲等について

- (1) 審査範囲
 - ア 行動審査
競技開始報告から競技終了報告後の解散までの間とする。
 - イ 計時審査

審査長の合図から、大型化学高所放水車の有効放水量（2,000ℓ/min）を計測員が確認するまでの間とする。

(2) 審査内容

ア 行動審査

「行動審査」は、次の項目について実施する。

- (ア) 士気、規律
- (イ) 正確な行動、動作、チームワーク
- (ウ) 確実な操作
- (エ) 使用機械器具の精通及び愛護
- (オ) 各隊員の安全管理

イ 計時審査

審査長の審判旗を挙上、『操作はじめ』の『め』から、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技要領」に基づき、大型化学高所放水車の有効放水量（2,000ℓ/min）を計測員が確認するまでの所要時間を計測する。

(3) 採点方法

ア 「行動審査」の採点方法

上記の審査項目について、審査者1名につき25点配分し、減点方式により行うものである。別に定める「審査票」に基づき、その不確実な事項について審査者が審査し減点する。各審査者（4名）が持点から減点した結果の合計を「行動審査点」とする。（※100点配分）

イ 「計時審査」の採点方法

所要標準時間を、5分00秒とする。所要標準時間を超えた場合には、【表1】のとおり、減点を行い、計時審査点とする。（※50点配分）

【表 1】

所要時間	減点点数
5分00秒以内（所要標準時間）	減点なし
5分00秒を超え5分15秒以内	5点減点
5分15秒を超え5分30秒以内	10点減点
5分30秒を超え5分45秒以内	15点減点
5分45秒を超え6分00秒以内	20点減点
6分00秒を超え6分15秒以内	25点減点
6分15秒を超え6分30秒以内	30点減点
6分30秒を超え6分45秒以内	35点減点
6分45秒を超え7分00秒以内	40点減点
7分00秒を超え7分15秒以内	45点減点
7分15秒超	50点減点

4 失 格

競技の実施中、不慮の事故（負傷者の発生等）が発生し、競技の続行が不可能と認められる場合は、審査者の判断により、競技を中止する。

5 順位等の決定

審査・表彰委員会において、「行動審査点」及び「計時審査点」の合計点等を踏まえ、順位の設定を行うものとする。

6 異議の申立

審査の結果等については、一切の異議の申立をすることはできない。

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト 審査・表彰委員会設置要綱

1 目的

この要綱は、石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト（以下、「技能コンテスト」という。）における大臣表彰対象を決定するため設置する石油コンビナートにおける自衛防災組織の技能コンテスト審査・表彰委員会（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

2 委員会の組織

委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 消防庁長官
- (2) 消防庁次長
- (3) 消防庁国民保護・防災部長
- (4) 消防庁審議官
- (5) 消防庁特殊災害室長

3 委員会の開催

- (1) 委員会は技能コンテスト終了後、速やかに開催する。
- (2) 委員会は消防庁において開催する。
- (3) 委員長は消防庁長官とする。
- (4) 委員会は非公開とする。
- (5) 委員長は必要に応じ技能コンテストの審査者の出席を求めることができる。

4 表彰対象の決定

- (1) 技能コンテスト審査要領に規定する「行動審査点」及び「計時審査点」の合計点の多い順に審査リストを作成する。この場合において、同点の場合は、競技実施隊員（中隊長を除く）の平均年齢の大なるものを審査リストの上位とする。
- (2) 前記(1)を踏まえ、委員会において、審査リスト、審査票及び記録したビデオを確認し、最優秀賞（1組織）及び優秀賞（4組織）を決定する。

5 庶務

この要綱に関する事務は、消防庁特殊災害室において処理するものとする。

6 この要綱は平成26年8月29日から施行する。

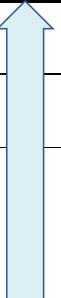
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技フロー図

『』は、審査者の合図等

「」は、隊員の合図等

※大型化学高所放水車：大化高

※泡原液搬送車：泡原搬

実施項目		審査範囲	実 施 要 領
集合・点呼・整頓・待機	審査長		審査長は『競技準備願います。』と号令する。
	中隊長 (指揮者)		中隊長は、大型化学高所放水車の車両前方3mの集合指揮位置に立ち、各隊の点呼・整頓をし、その後「整列休め」の号令をかけ、自らも※1中隊長待機位置へ移動し整列休めの姿勢で審査長の『開始報告』の号令を待つ。 ※1中隊長の各位置は、別紙2 図1及び2を参照。
	小隊長 各隊員		各隊員は、担当車両の前方1.5m待機線上に一直線横隊の隊形で、大型化学高所放水車隊（小隊長・機関員・1番員・2番員）は、1番員が車両の中央になるように整列し待機・集合する。また、泡原液搬送車隊（小隊長・機関員）は、機関員が、車両の中央となるように整列し待機・集合する。 (中隊長の「番号」の号令により待機・集合し、隊員は、順次各自番号を呼唱する。) (整頓要領は、各小隊長を除く各隊員は、右手を腰にあて、ひじを側方に張る。頭は各小隊長は正面、他は右に向けて整頓。) 整頓後、「整列休め」の姿勢で待機する。 ※待機・集合の配置は、別紙2 図1及び2を参照。 ※省力化を図っている事業所については、それぞれに対応させるものとする。
	中隊長		審査長が、審査長定位置へ移動を始めたら、「気をつけ」と号令し自らも気をつけをする。
開始報告	審査長		審査長は、『開始報告』と号令する。
	中隊長		中隊長は、半ば左向け左をし、審査長の正面約2mまで、かけ足進行の要領で発進し、審査長に挙手注目の敬礼を行い、「〇〇自衛防災組織、ただ今から、大型化学高所放水車中隊運用訓練を開始します。」と報告し、挙手敬礼を行った後、右向け右をし、中隊長指揮位置にかけ足で戻る。 ※中隊長の指揮位置及び中隊長待機位置は、別紙2 図1及び2を参照。

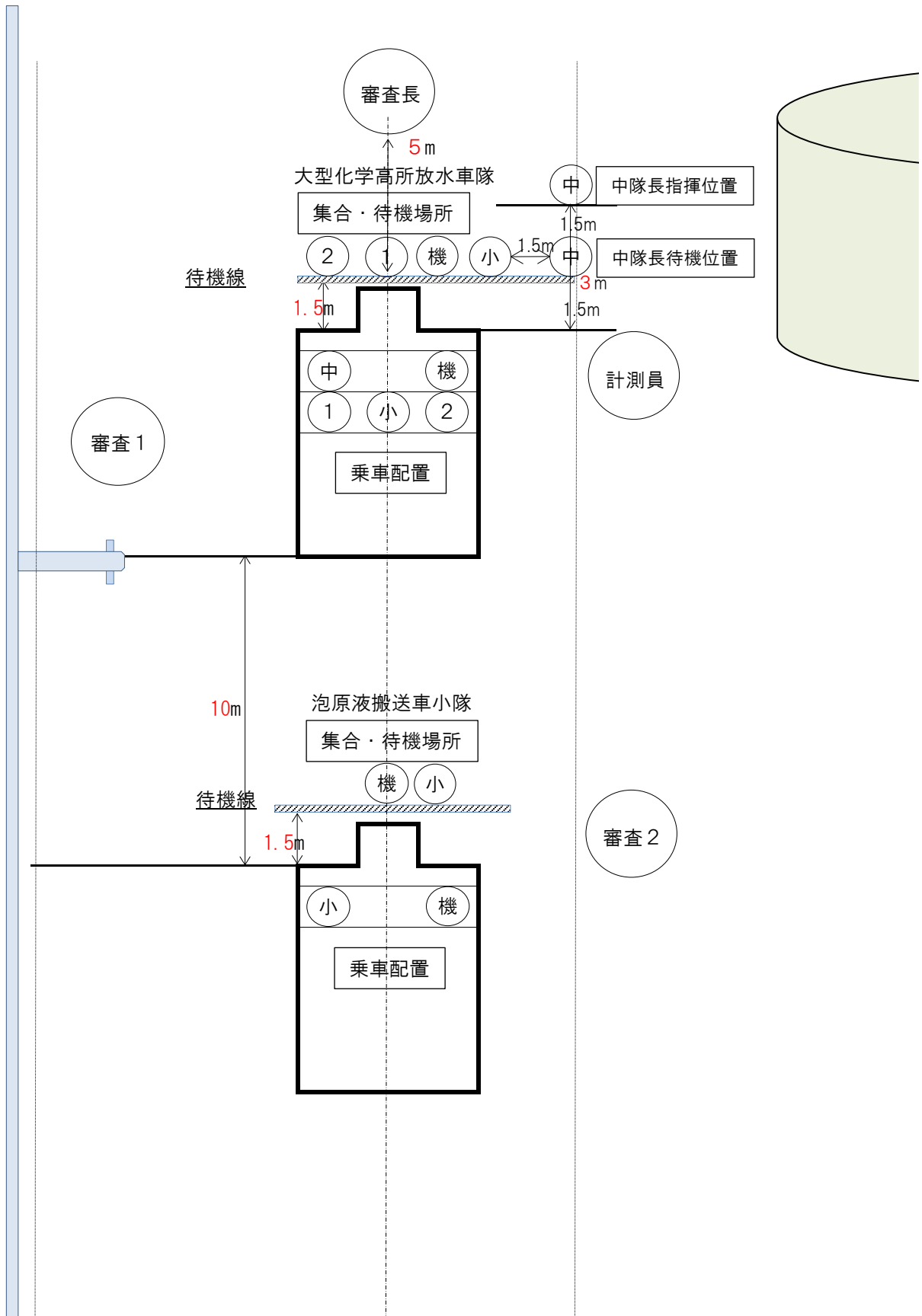
乗 車	審査長		審査長は、『乗車』と号令し審判旗を挙上する。
	計測員・審査2		計測員・審査2は、審査長の『乗車』の号令後、「乗車」の号令と共に審判旗を挙上する。
	中隊長		(審判旗の挙上を確認した後)中隊長は、「乗車」と号令する。中隊全隊員が、乗車したのを確認後、自らも乗車する。 (大化高の乗車が終わったら、泡原搬の乗車も完了しているものとみなす。)
	各隊員		各隊員は、中隊長からの『乗車』の号令を受け「よし」の呼唱とともに、車両に乗車する。
	各機関員		各機関員は、全員が車両に乗車したことを確認し、「エンジン始動」と呼唱し、エンジンを始動させる。
競技開始	審査長	計時 審査範囲	審査長は、2台の車両のエンジンが始動したことを確認し、『操作はじめ』と号令をし、各車両の隊員が確実に確認できる位置に移動し審判旗を挙上する。
	計測員		計測員は、審査長の『操作はじめ』の号令と同時に計測を開始する。 ※計測員の配置は、別紙2 図3及び4 参照。
【競技・放水】		行動 審査範囲	※審査については、別紙3 審査票 参照。 有効放水確認 ※有効放水確認については、別紙2 図5及び6 参照。 標準時間 5分00秒
	計測員		計測員は、※有効放水を確認後、計測を止め、『放水量よし』と呼唱し、審判旗を挙上する。 ※有効放水の確認は、別紙2 図5及び6 参照。
	大化高機関員		計測員の、有効放水を確認後の審判旗を挙上を確認したら、想定火点方向へ向ける。
放水中止	審査長		審査長は、事前設定した想定火点方向への放水を確認したら『放水やめ』と号令する。
	中隊長		中隊長は、審査長の『放水止め』の号令を確認した後、「放水止め」の号令をかける。
	各小隊長 各隊員		各小隊長は、中隊長の「放水やめ」の号令を確認した後、「放水止め」と呼唱する。 機関員及び隊員は、「よし」と呼唱し、ポンプの回転数を徐々に下げて放水をやめ、屋外給水栓を閉止しポンプを停止さる。

競技終了	審査長		審査長は、『操作やめ』と号令する。
	中隊長		中隊長は、中隊長指揮位置より、審査長の『操作やめ』の号令の後に「おさめ」と号令する。
	各隊員		全隊員は、「よし」と呼唱し、大化高車隊の待機線に集合する。 ※終了時の待機・集合位置は、別紙2 図7及び8 参照。
点 検	中隊長		中隊長は、集合指揮位置に移動し「点検報告」と号令する。中隊長は、各隊員からの点検報告を受けた後、中隊長待機線位置に移動する。
	各隊員		中隊全隊員、大化高車隊の待機線に、開始時の整頓の要領で整頓し整列する。
終了報告	審査長		審査長は、審査員待機位置より審査長定位に移動し『終了報告』と号令する。
	審査員		審査員は、審査員待機位置に整列待機する。
	中隊長		中隊長は、半ば左向け左をし、審査長の正面約2mまで、かけ足進行の要領で発進し、審査長の挙手注目の敬礼を行い、「〇〇自衛防災組織、〇〇中隊運用訓練を終了します。」と報告し、挙手敬礼を行った後、回れ右をし、待機線で整列している各隊員に「わかれ」と号令し、各隊員に答礼し解散させる。
解 散	各隊員		中隊長の「わかれ」の号令により、一斉に中隊長に相対し挙手注目の敬礼を行い解散する。

※省力化が図られている組織については、その事業所の実態に合わせるが、中隊長及び各車両の機関員は、専任とするものとする。

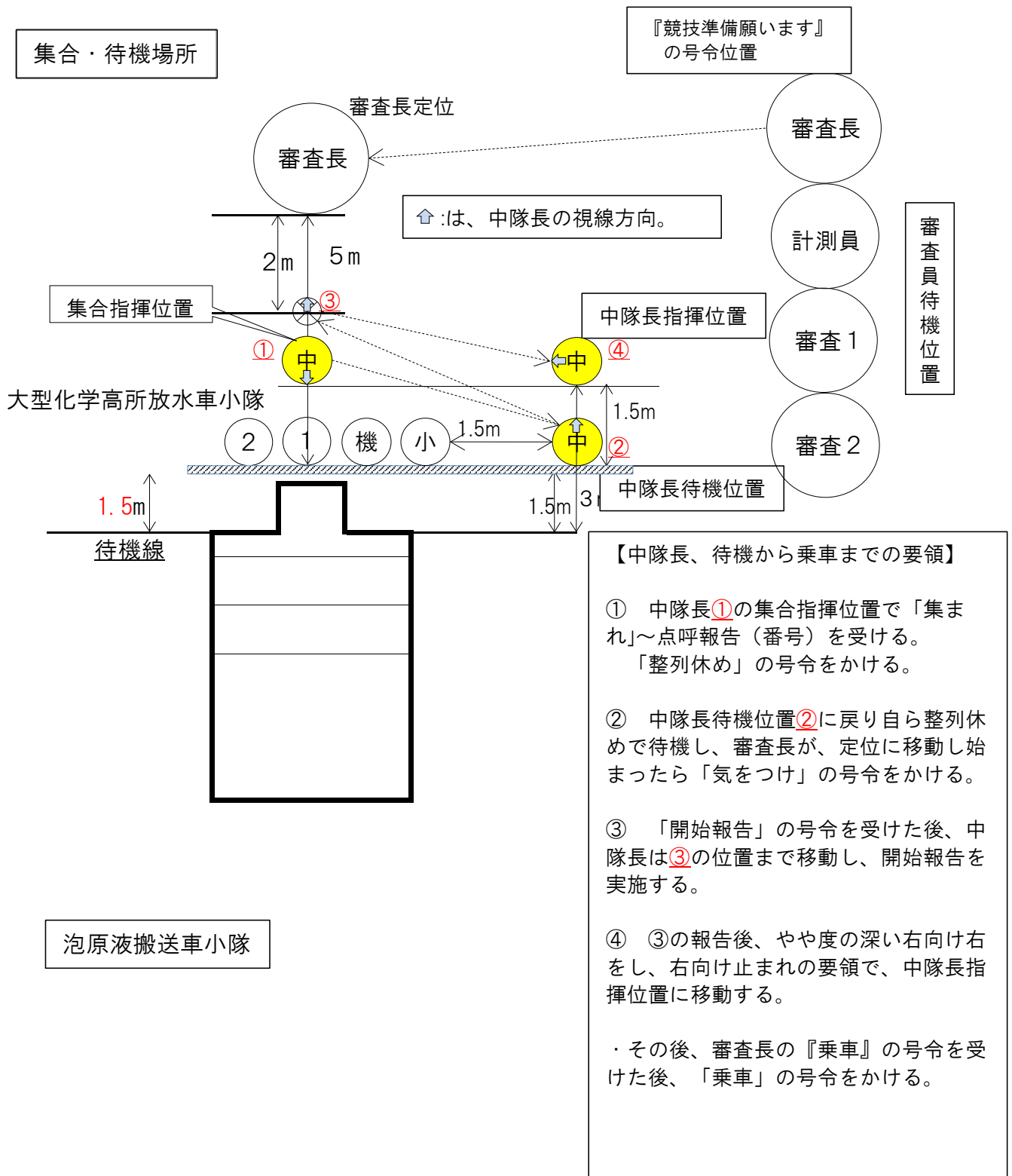
「集合・待機・指揮・開始報告位置」その1
(2点セット：大型化学高所放水車・泡原液搬送車)

図1



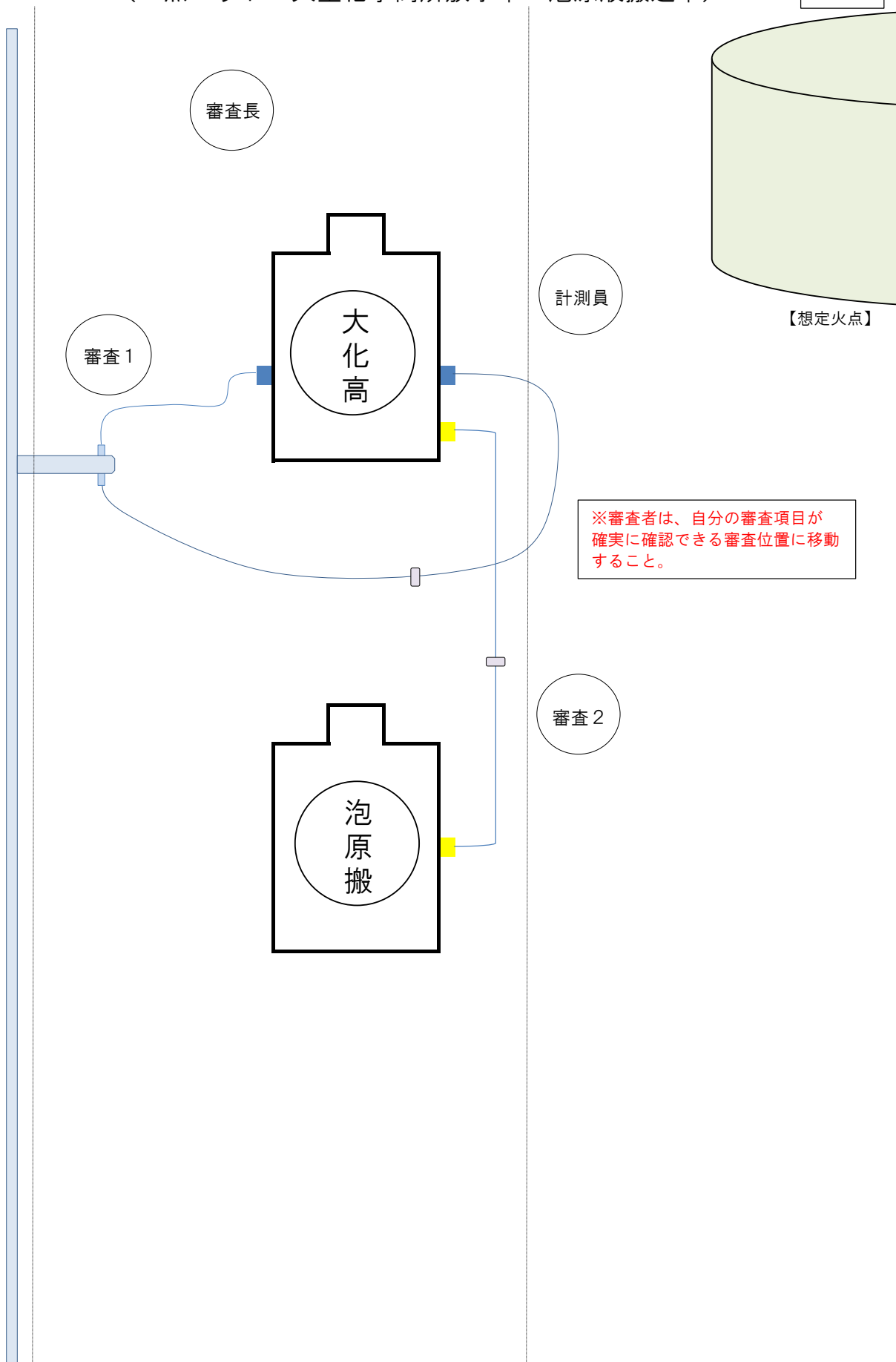
「集合・待機・指揮・開始報告位置」その2
 (2点セット：大型化学高所放水車・泡原液搬送車)

図2



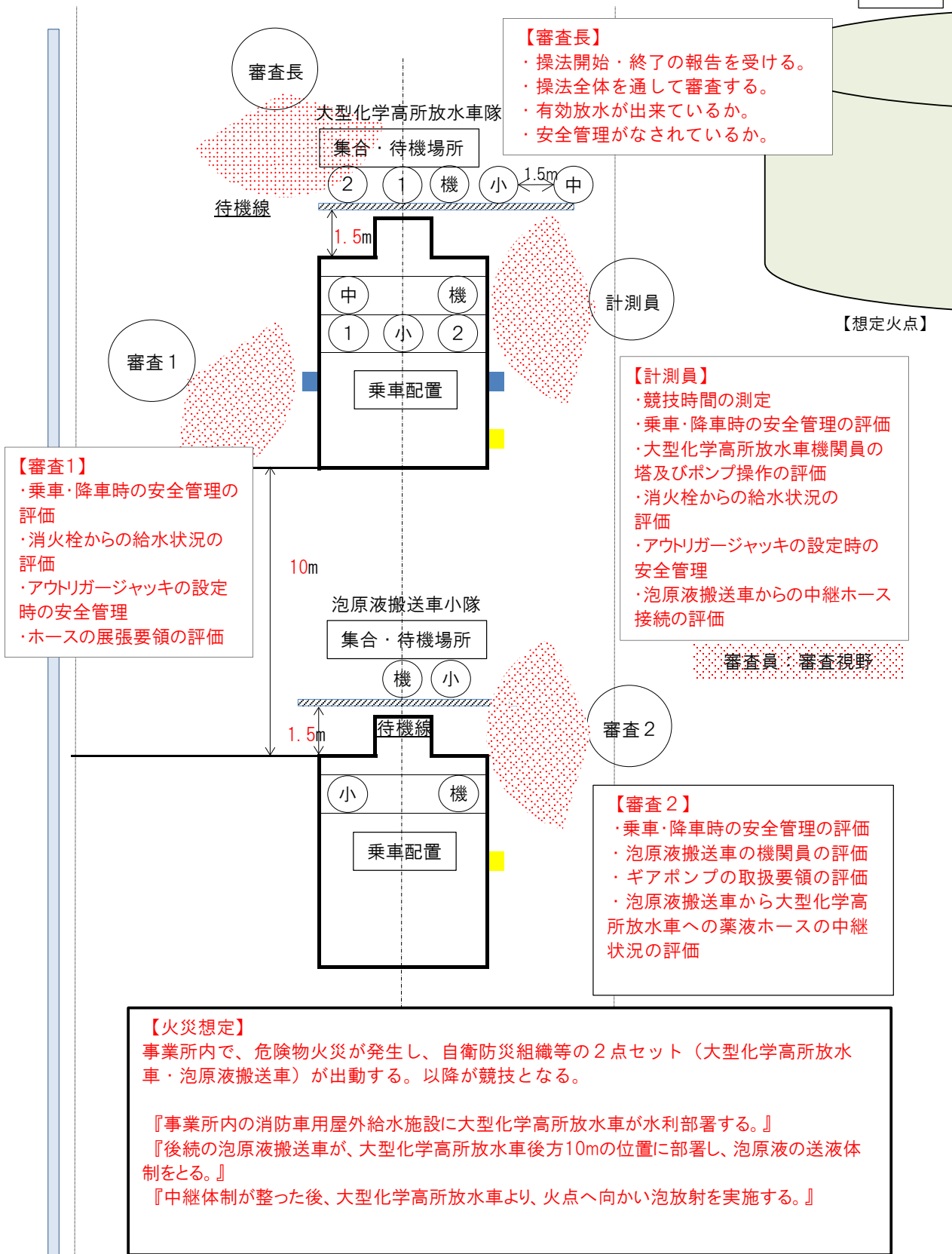
「審査者配置図」
(2点セット：大型化学高所放水車・泡原液搬送車)

図3



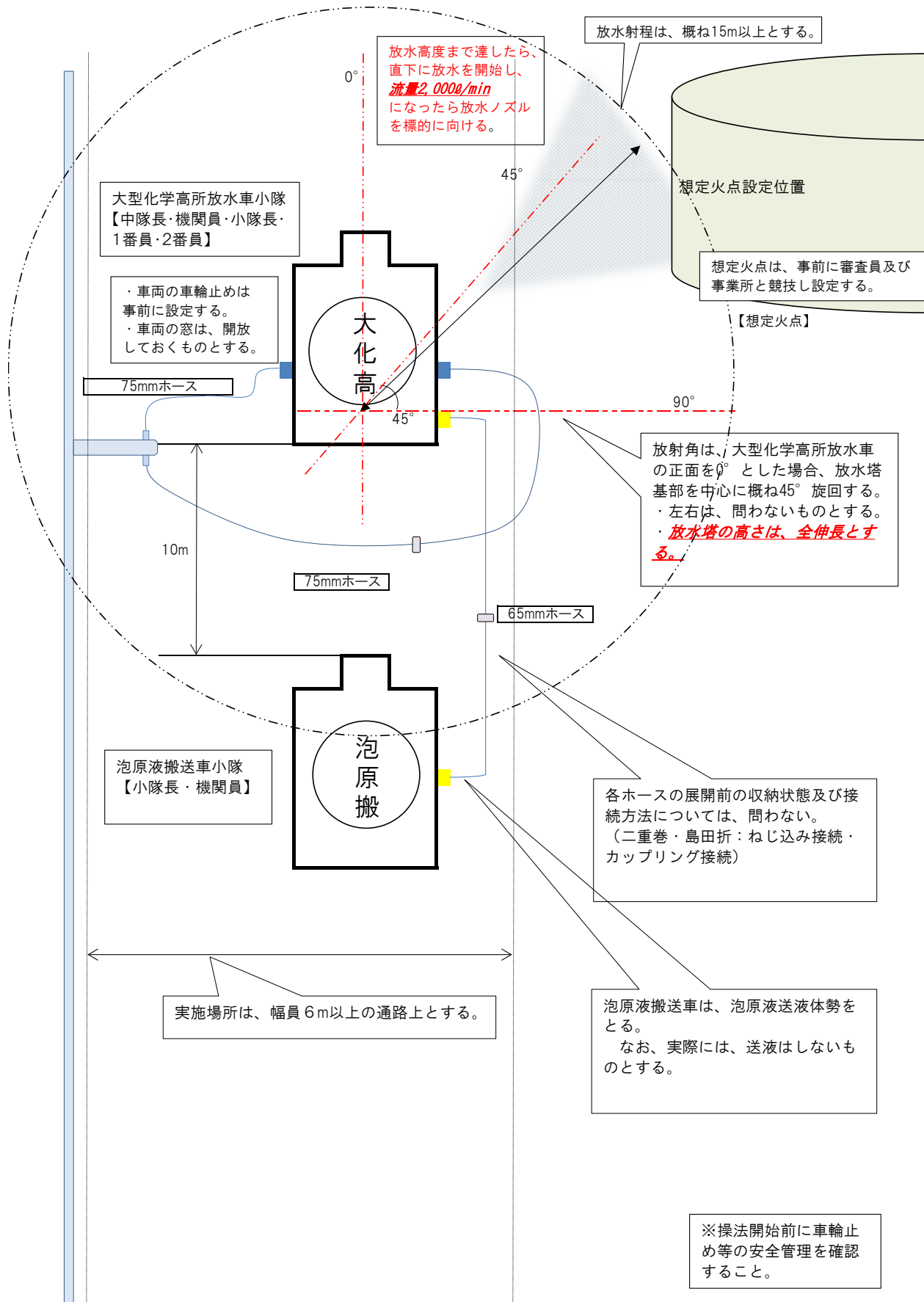
「審査者審査図」 (2点セット：大型化学高所放水車・泡原液搬送車)

図 4



「災害（火災）想定・車両部署位置図」
 （2点セット：大型化学高所放水車・泡原液搬送車）

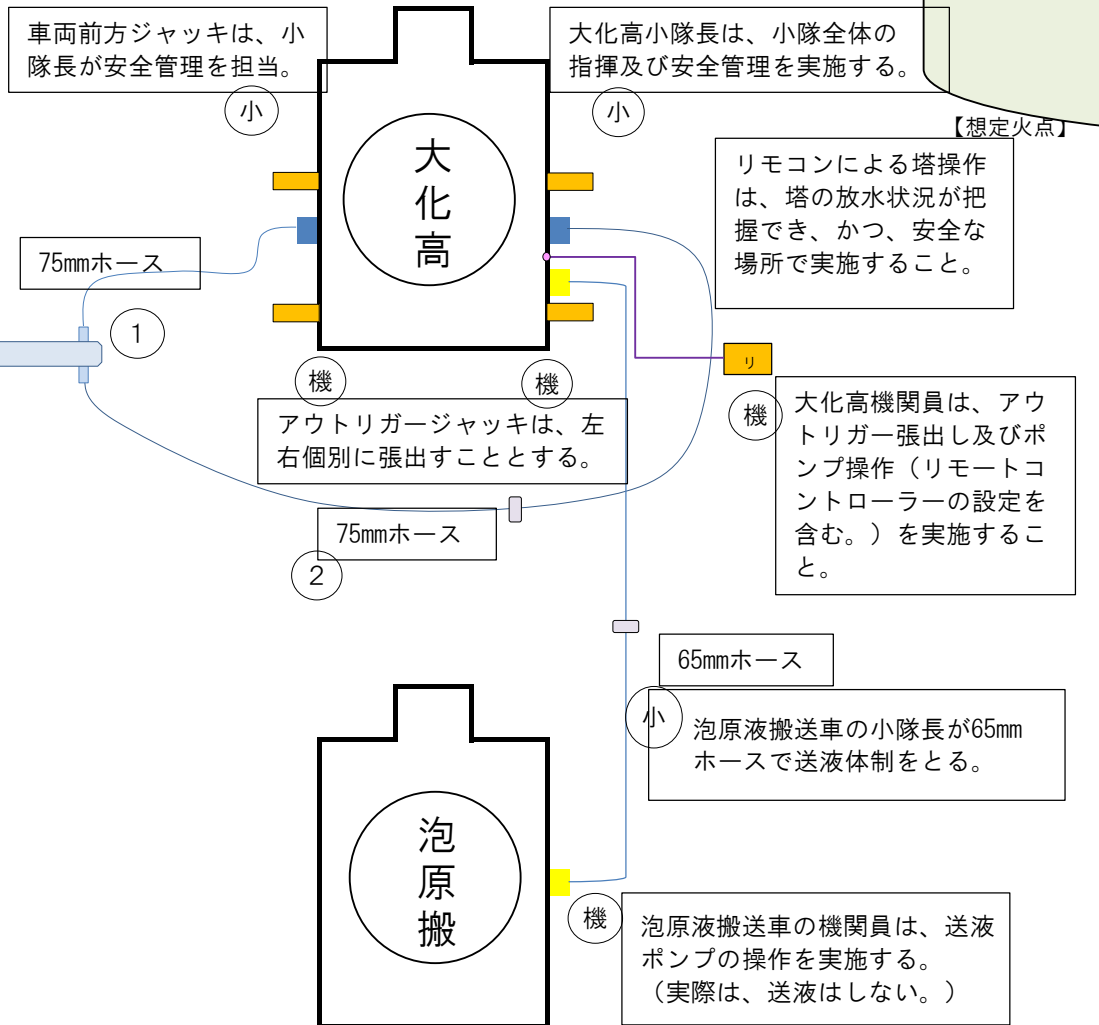
図 5



「隊員等活動要領図」
 (2点セット：大型化学高所放水車・泡原液搬送車)

図6

○中 中隊長は、隊全体の活動指揮及び安全管理を実施する。



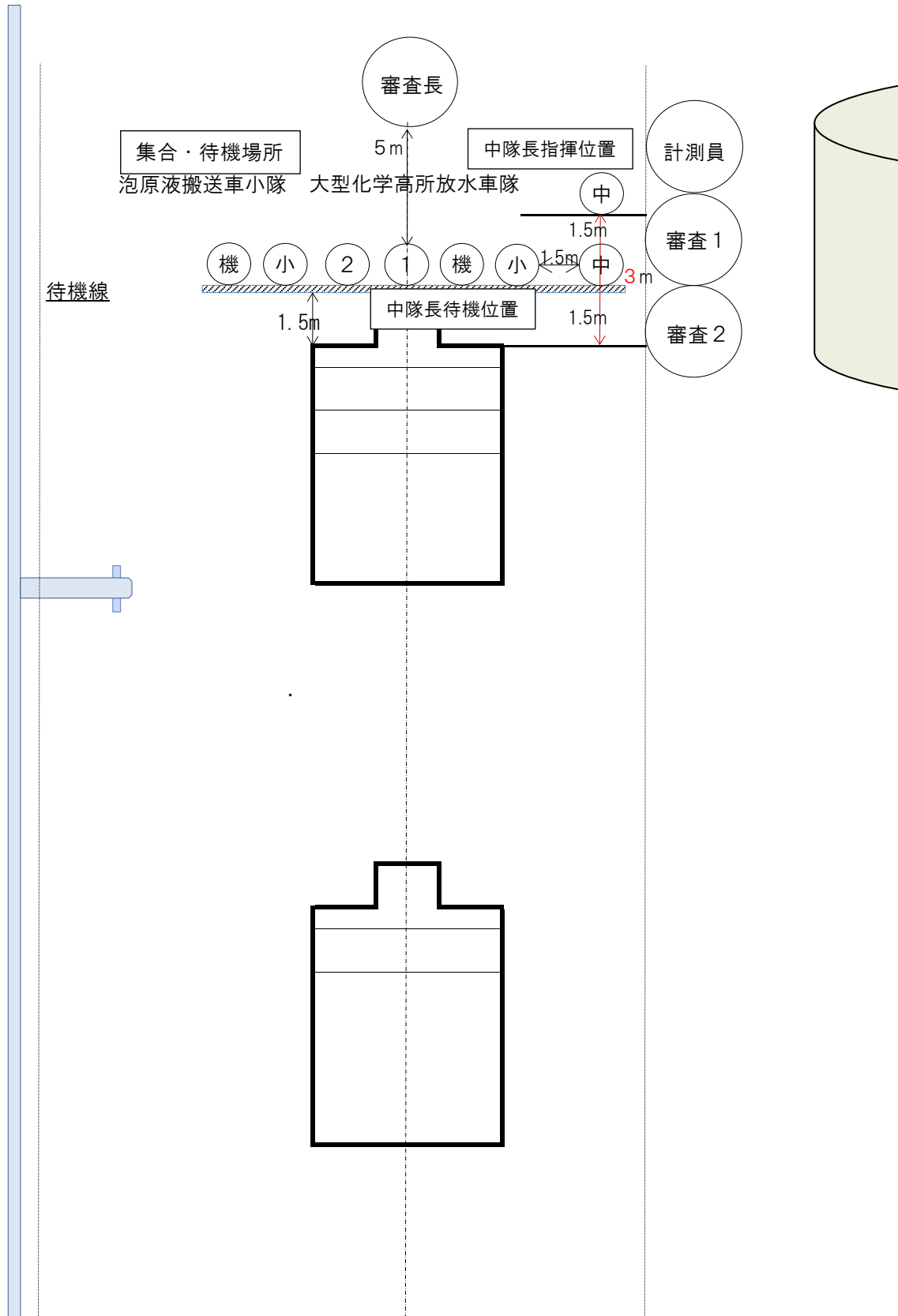
各隊の小隊長及び隊員は、各任務が完了した時点で安全管理のできる場所で折りひざ待機すること。

【放水要領】

大型化学高所放水車からの放水は、①の状態では放水を開始する。
 放水量は車両の流量計で2,000ℓ/minを示した後②のように火点に向け放射すること。
※計測員が、流量計より2,000ℓ/minを確認し、審判旗を挙上したのを確認後、放水筒先の向きを変える。
 想定火点への放水が確認できたら放水終了とする。

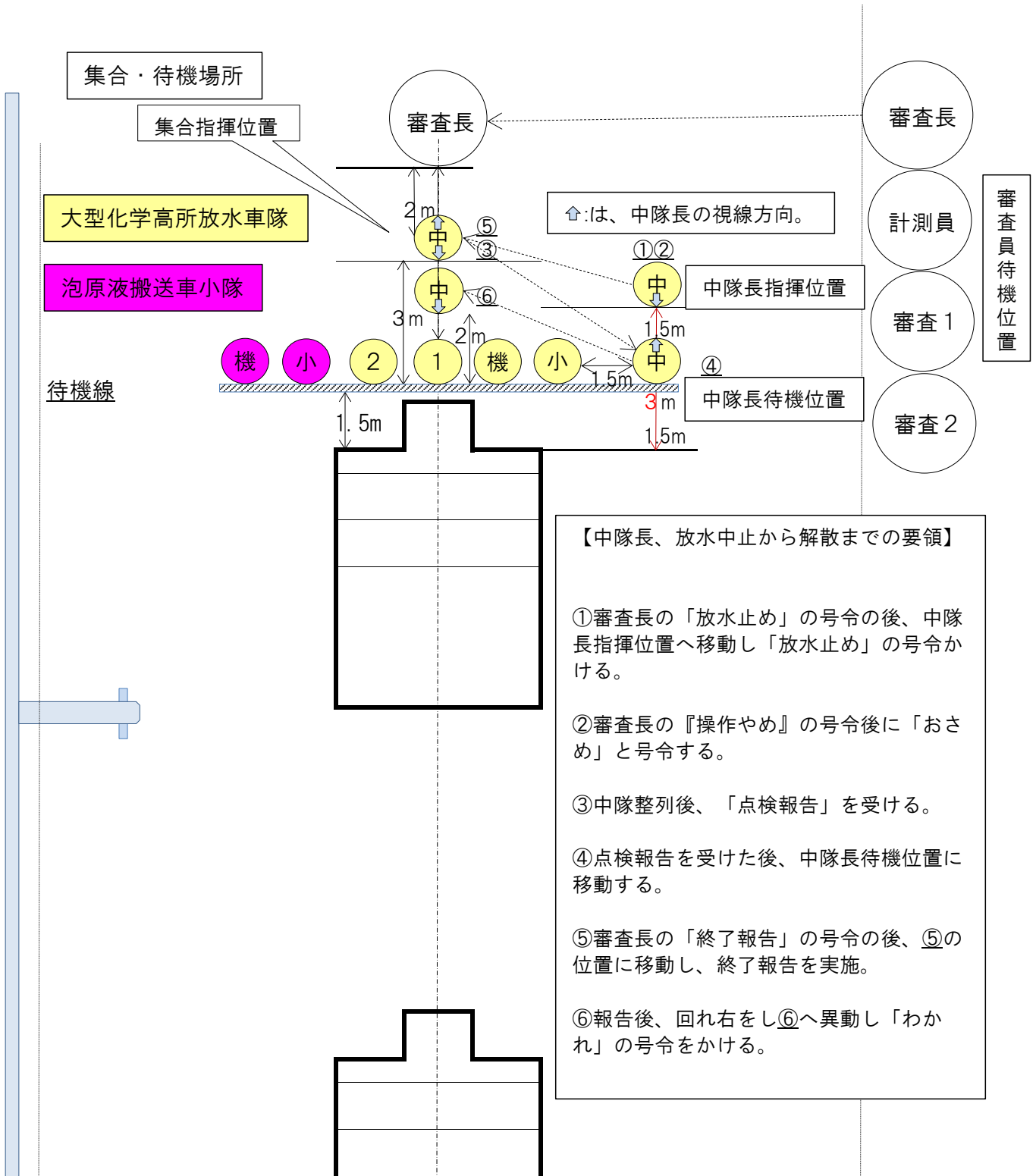
「終了待機・指揮位置」その1
 (2点セット：大型化学高所放水車・泡原液搬送車)

図7



「終了待機・指揮位置」その2
 (2点セット：大型化学高所放水車・泡原液搬送車)

図 8



<<審査票>>

別紙 3

チェック式減点

審査者

□審査長 □計測員 □審査員1 □審査員2
氏名及び役職にチェックを記載すること。

小隊区分	行動審査項目	審査長	計測員	審(1)	審(2)	【備考】	
大型高所放水車・泡原液搬送車小隊	士気、規律 1	号令の不明確、誤り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		号令前に行動開始	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		服装の乱れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		任務分担保外操作	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		中隊長指揮位置不適	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	正確な行動、動作、チームワーク 2	呼唱の不適	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		中隊長の乗車確認不備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		放水はじめ号令前に放水開始	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		放水やめ号令前に放水停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		点検報告不適	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	確実な操作 3	塔操作不十分(高さ・旋回・放水姿勢)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		ホースの搬送・展張要領不適	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		指揮・号令と違う動き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		つまずき・転倒	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		ホースの結合・接続確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	使用及び愛護器具の精 4	器具の投げ捨て	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		器具の踏みつけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		器具の蹴飛ばし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		器具の落下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	各隊員の安全管理 5	車輪止め確認不備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		乗車要領(飛び乗り、飛び降り)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		車両の安全管理不備(サイドブレーキ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		アウトリガー・ジャッキ安全管理不備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		アウトリガー・ジャッキ確認不備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		放水塔伸長時・伸長後の塔体下部移動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

総合審査点 (150) A+B

行動審査点 (100)				行動審査点合計(100) A	
(25)	(25)	(25)	(25)		
計時審査点 (50) B					
~5:00	5:00~5:15	5:15~5:30	5:30~5:45	5:45~6:00	6:00~6:15
【 (50) ・ (45) ・ (40) ・ (35) ・ (30) ・ (25) 】					
6:15~6:30	6:30~6:45	6:45~7:00	7:00~7:15	7:15~	
【 (20) ・ (15) ・ (10) ・ (5) ・ (0) 】					